

第4部 第2 資源循環型ごみ処理の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市では、これまで新たな分別収集の実施、事業系ごみ・家庭系ごみの有料化などの施策により、ごみの発生抑制・排出抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの減量・資源化を進めてきました。

また、東京たま広域資源循環組合では、平成 18 年度から焼却灰の資材化（エコセメント化）（注1）を行い、ふじみ衛生組合では、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うとともに埋立処分対象物も積極的に資源化を図り、最終処分場の延命化に努めています。

環境センターの老朽化に伴う、調布市との共同による新ごみ処理施設整備事業については、ふじみ衛生組合を事業主体として、施設整備基本計画や実施計画の策定及び環境影響評価作業などの所定の手続きを経て、平成 22 年8月、施設建設に着手しました。

今後も、これまでのごみの減量・資源化施策の効果を持続していきながら、ごみの発生抑制に努めていく必要があります。

（注1）エコセメント：ごみの焼却処理後の焼却灰は残渣を原料として製造されたセメントのことです。

● 施策の方向

持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進には、限りある資源をできる限り有効に利用し、廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ再利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することで、「生産」、「消費」そして「廃棄」の過程において、環境への負荷を少なくすることが求められています。

これまでの取り組みから、市民のライフスタイルの見直しの機運も見られ、さらにごみの減量・資源化が進んでいます。今後も、ごみの減量・資源化施策を徹底し、ごみの発生抑制を進めるため、市民・事業者・市がともに取り組む施策を行いながら、引き続き、分別排出の重要性を啓発し、資源物の量や質の向上を図り、さらなるごみの減量・資源化に取り組みます。

また、まちの美観を維持し、快適な生活環境を保つため、まち美化パトロールによる不法投棄の防止やごみ出し指導等によるマナー・モラルの向上、市民との協働による啓発活動、他のパトロール業務との連携により、身近なところからまちの美化を推進していきます。

新ごみ処理施設整備については、両市の市民の意見を踏まえて、平成 25 年度の施設稼働をめざすとともに、安全安心で効率的な施設運営を進めます。

施設稼働後は、その発電機能を十分に活かし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）等で積極的活用を図ります。

不燃物処理資源化施設（ふじみ衛生組合立リサイクルセンター）については、設備等更新計画を策定し、施設の改修・更新を検討していきます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
一人一日あたりの総排出量	743g	727g	725g	減量

ごみの減量化に関する指標です。ごみの発生・排出抑制により、排出されるごみの減量をめざします。総排出量とは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみと分別収集や集団回収によって集められる資源物を合わせた総ての排出物の総量です。

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
最終処分場に埋め立てるごみの量	0m ³	0m ³	0m ³	0m ³

最終処分場の負荷軽減をめざす指標です。ごみの減量・資源化を推進するとともに、焼却灰の資源化、新ごみ処理施設での不燃物残さの熱回収などを行うことで、ごみの埋め立てゼロを維持します。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

・市民は、ごみの減量・資源化施策に協力し、ごみの分別の徹底や生ごみの水きりなど生活者として協力できること、無理なく毎日続けられることを基本に4R(リデュース=ごみの発生抑制、リユース=資源の再利用、リサイクル=再資源化、リフューズ=不要なものは断る)を意識したライフスタイルの実践に努めます。

・事業者は、地域活動の主体としての意識を持ち、生産・流通・販売の各工程においてごみとなるものの発生を抑制し、環境に配慮した事業活動に努めます。

● 市の役割

・市は、循環型社会に向けたごみ処理の推進のため、適正に処理をするとともに、ごみの減量資源化施策を徹底します。

・市は、ごみの発生抑制推進のため、市民・事業者が協働で取り組む活動をコーディネートし、支援していきます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の改定と推進

(1)「ごみ処理総合計画2015」の改定と推進	◎ ①「ごみ処理総合計画2015」の改定と推進
(2)新ごみ処理施設の整備	◎ ①新ごみ処理施設の整備と適切な運営

2 ごみの発生・排出抑制

(1)発生・排出抑制施策の拡充	◎ ①発生抑制のための仕組みづくり
	※ ②拡大生産者責任の明確化
	③有機性廃棄物を利用した資源循環事業の推進、検討
	④過剰包装・使い捨て商品の抑制
	⑤事業系ごみの減量・資源化の推進

3 啓発活動の推進

(1)啓発活動の展開	①啓発活動の強化
	②ごみ減量等推進員・地域住民との連携の強化
	③情報提供の充実
	④市民活動の支援
(2)環境学習・消費者教育等の推進	①関係機関・団体等との連携による学習活動の充実

4 リサイクルの推進

(1)リユース施策の拡充	①リユース推進事業の支援
	②リサイクル市民工房の充実
(2)リサイクル施策の拡充	※ ①資源物収集への取り組みの強化充実
	②集団回収の拡充

5 収集・運搬体制の整備

(1)収集・運搬体制の整備	※ ①分別収集の強化充実
	※ ②ごみ出しルール徹底の取り組み
	③ふれあいサポートの充実

6 中間処理の推進

(1)三鷹市環境センターの適切な運営	※ ①三鷹市環境センターの適切な運営と安全な閉鎖
(2)リサイクルセンターの整備・充実	◎ ①ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討
	②ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進

7 最終処分場の負荷軽減

(1)最終処分場の延命化	①焼却灰の資源化の推進
	②ごみの減量・資源化の推進

8 生活環境の維持とまち美化の推進

(1)生活環境の維持とまち美化の推進	※ ①まち美化の推進
--------------------	------------

9 推進体制の整備

(1)推進体制の強化	①市民・関係団体・事業者等との連携強化
	②広域的な連携強化

V 主要事業

1-(1)-① 「ごみ処理総合計画 2015」の改定と推進

持続可能な循環型社会を形成するため、基本となる3R(リデュース、リユース、リサイクル)の考え方を踏まえ、循環資源のリユースやリサイクル、拡大生産者責任の明確化及びごみ処理の効率化等を推進します。また、ごみの減量・資源化のため、「生ごみの水きりの徹底」など、より実践的な方法の提示やごみの発生抑制に向けた、市民、事業者と連携した仕組みづくりを行うなど、「ごみ処理総合計画 2015」を改定・推進します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
「ごみ処理総合計画 2015」の改定と推進	改定、推進	改定	推進			ごみ処理総合計画 2022 の策定	

1-(2)-① 新ごみ処理施設の整備と適切な運営

新ごみ処理施設については、平成 25 年度の施設稼働に向け、ふじみ衛生組合を事業主体として、新ごみ処理施設建設工事を推進するとともに、環境影響評価事後調査を実施するなど、環境と安全に配慮した施設づくりを進めます。

また、「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会」や「ふじみ衛生組合地元協議会」など三鷹市民及び調布市民の意見を踏まえ、安全で効率的な運営を行います。

なお、運営にあたっては、収集品目の統一化や持ち込みごみ処理手数料の見直しなどについて、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を進めます。

施設稼働後は、その余熱や発電機能を十分に活かし、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)等での積極的な活用を図るとともに新ごみ処理施設の環境学習機能及びふれあい機能の拡充を図ります。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
新ごみ処理施設の整備と適切な運営(一部事務組合事業)	環境に配慮した安全で効率的な運営	建設	竣工	運営			

2-(1)-① 発生抑制のための仕組みづくり

ごみの発生・排出を抑制するため、市民・事業者・市が連携し、協議を行い、レジ袋削減への取り組み、リサイクル協力店制度の活用方法など発生抑制のための仕組みづくりを検討します。

また、引き続き、ごみ減量等推進員を中心に市民・事業者とともに啓発活動を拡充するとともに、推進員が地域でのごみ減量の先導役として、さらに活躍する場を拡大していきます。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
発生抑制のための仕組みづくり	市民・事業者・市が連携した発生抑制のための仕組みの運用	協議・テーマ・運用				運用	

6-(2)-① ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討

リサイクルセンターの安全で安定的な稼働を維持するため、老朽化が進む施設について設備等更新計画を策定し、それに基づき必要な施設設備の改修を行うとともに、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を行いながら、建替えを含めた長期的な計画を検討します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討(一部事務組合事業)	ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの安定稼働	(既存施設)の策定	施設設備の改修				

VI 推進事業

2-(1)-② 拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負うという「拡大生産者責任」を求め、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め替え製品の普及、排出された後も、生産者が引き取り、リサイクルすることなどを要請します。

4-(2)-① 資源物収集への取り組みの強化充実

「ごみ処理総合計画 2015」の改定に伴う、新たなリサイクル率等の目標達成に向け、容器包装リサイクル法に基づいた施策の展開を図ります。特にプラスチック類については、容器包装リサイクル法による資源化をさらに推進するとともに、資源化できないプラスチックについては、熱エネルギーの積極的な有効利用を図るため、新ごみ処理施設で熱回収を行います。

また、行政収集に出された資源物の持ち去りを防止し、適切な資源化を図るため、罰則規定を盛り込んだ条例の改正を行います。

5-(1)-① 分別収集の強化充実

さらなるごみの減量・資源化を推進するため、リサイクルカレンダー、広報みたか、ホームページなどで分別方法や家庭から排出された後のごみの行方などを情報提供することで、分別の重要性を理解してもらい、分別収集の強化充実を図ります。また、現在ステーション収集を行っている空きびん・空き缶について戸別収集を実施します。

5-(1)-② ごみ出しルール徹底の取り組み

収集日や分別ルールを守らない地域、住民に対して直接排出指導を行い、市民、事業者に理解と協力を求め、ごみ出しルールの向上をめざします。

6-(1)-① 三鷹市環境センターの適切な運営と安全な閉鎖

新ごみ処理施設稼働まで、必要に応じた維持・補修などを行い、環境マネジメントシステムに基づいた安全で安定的な運営に努めます。また、新ごみ処理施設稼働後は現焼却施設を安全に停止し、跡地については、利活用の方法を検討します。

8-(1)-① まち美化の推進

市民の快適な生活環境のため、引き続き、まちの美化に対する取り組みを推進します。ごみ減量等推進員とともに、たばこのポイ捨てや不法投棄防止の啓発に努め、マナーやモラルの向上を図ります。三鷹市環境指導員(美化パトロール)による、不法投棄の調査や撤去、ごみの出し方に関する指導などを推進し、さらに道路パトロール・公園パトロールと連携を強化することで、さらなるまちの美化を推進します。また、市民の日常的清掃活動や市とのパートナーシップによるみちパートナーや公園ボランティアの活動も支援していきます。違反広告物撤去活動員と協働し、違反広告物の撤去を進め、まち美観の維持に努めます。

Ⅶ 関連個別計画

・ごみ処理総合計画 2015(改定)